在ポートランド日本国総領事	オレゴン州、アイダホ州中在シアトル日本国総領事の管轄に属さない地域

を削る。

別表欧州の項中

在ドイツ日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州、テューリンゲン州

を、

在ドイツ日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	ドイツ（在デュッセルドルフ、在フランクフルト及び在ミュンヘンの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）

に改め、

在ハンブルク日本国総領事	ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州、ニーダーザクセン州

を削る。

附　則

この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。